

東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定

計画策定のポイント

■ 幼児教育・保育にまたがる初めての計画

- ・幼児教育・保育に関する都のスタンス
- ・教育・保育施設の目標設定数及び設置時期
- ・認定こども園の普及（幼稚園及び保育所からの移行支援）
- ・保幼小の連携 等

■ 需給ギャップ（待機児童）解消の目標年次を設定

- ・潜在ニーズを含む保育の利用意向の把握
(参考) 後期計画策定時のニーズ量は就学前児童の44%
平成25年4月時点の保育利用率は36%
- ・国は「待機児童解消加速化プラン」で、平成29年度末までに待機児童を解消することを目標

■ サービスの質に関する保護者ニーズへの対応

- ・幼児教育、保育の質的改善
- ・保育士等の人材確保・資質の向上 等

東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）（案）

【計画の性格】 主に産前・乳幼児期から学童期までを対象とした子供・子育てに関する総合計画

【計画期間】 平成27年度～31年度（5年間）

【検討組織】 東京都子供・子育て会議
子供・子育て施策推進本部（庁内検討会議）

【計画内容】 （必須記載事項）

- 区域の設定
 - 各年度における幼児教育・保育の量の見込み、確保方策
 - 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制
 - 保育士等の人材確保・資質の向上
 - 専門的な知識・技術を要する支援に関する施策の実施と区市町村との連携（児童虐待対策、社会的養護、ひとり親支援、障害児施策）
- （任意記載事項）
- 区市町村の区域を超えた広域調整
 - 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
 - 職業生活と家庭生活との両立に関する施策との連携

（関連分野の施策）

- 医療、雇用、子育て環境（住宅・教育・地域）など

現在の取組と今後の予定

■ 「新制度施行に向けた都・区市町村連絡会議」を設置して検討開始

- ・ニーズ調査に関する留意点の検討、周知
- ・需給ギャップ解消の目標年次、整備目標等に関する意見交換
(施設型給付と地域型保育のバランス、幼保の需給バランス、区域設定等)
- ・地域型保育（小規模保育等）の認可基準に関する意見交換
- ・新制度施行後の認証保育所のあり方検討 など

■ 事業計画に関する各区市町村との個別協議・調整

<第1ステップ>
(25年度秋)

- ・家族類型別
保育利用意向
- ・児童人口推計

<第2ステップ>
(25年度冬)

- ・量の見込み
(年齢別、認定区分
別のニーズ量)

<第3ステップ>
(26年度春)

- ・確保方策
(施設型・地域型別
年度別整備計画)

他の法定計画との調和
または一體的策定

全庁計画との整合性

東京都ひとり親家庭 自立支援計画
(第3期) 平成27～31年度

※外部委員を含む検討委員会を設置して検討

(家庭的養護) 都道府県推進計画
平成27～41年度（前期：27～31年度）

※児童福祉審議会専門部会での検討を踏まえて策定

東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画
平成27～29年度

※東京都障害者施策推進協議会で審議

新たな長期ビジョン（仮称）
(2023年における東京の将来像)

構造的福祉プロジェクトチーム
<少子化対策検討チーム>